

## 平成30年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年3月6日

招集場所 度会町議会議場

開議 平成30年3月6日（午前8時40分）

出席議員	1番 若宮 淳也	2番 西井 仁司	3番 溝口 周生
	4番 岡村 広彦	5番 舟瀬 勝	6番 登 喜三雄
	7番 濱岡 裕之	8番 牧 幸作	9番 木本タエ子
	10番 福井 秀治	11番 八木 淳	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 順一	福祉・環境課長	岡田 美和
副 町 長	藤田 心作	水 道 課 長	山下 弘文
総 務 課 長	西岡 一義	産業振興課長	山下 喜市
総務課防災・IT担当課長	中西 章	建 設 課 長	北村 晴紀
政策調整室長	中井 宏明	会計管理者兼出納室長	中川美知彦
税 務 課 長	中井 均	教育委員会教育長	中西 正典
住民生活課長	岡谷 吉浩	教育委員会事務局長	作野 和幸

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	森井 裕	書 記	迫本 晃
書 記	井口 由子	書 記	大谷 悦正

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案の上程（議案第1号～議案第23号）
- 日程第5 提案理由の説明（議案第1号～議案第23号）
- 日程第6 質疑（議案第1号～議案第23号）
- 日程第7 常任委員会付託（議案第1号～議案第22号）

### 上程議案

議案第1号 平成30年度 度会町一般会計予算

- 議案第 2 号 平成30年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成30年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第 4 号 平成30年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第 5 号 平成30年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第 6 号 平成30年度 度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 7 号 平成30年度 度会町水道事業会計予算
- 議案第 8 号 平成29年度 度会町一般会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 9 号 平成29年度 度会町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第10号 平成29年度 度会町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第11号 平成29年度 度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第12号 度会町課設置条例等の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 議案第14号 平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例について
- 議案第15号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第21号 度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1 号 専決処分の報告について

◎開会の宣告

（ 9 時20分）

○議長（八木 淳） ただ今の出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、

平成30年第1回度会町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において指名いたします。

9番 木本タエ子 議員

10番 福井 秀治 議員

### ◎会期の決定

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

今期、定例会の会期は、本日から3月16日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

### ○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日から3月16日までの11日間に決定いたしました。

なお、今期定例会の日程は、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

### ◎諸般の報告

日程第3 諸般の報告をいたします。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成29年11月分、12月分及び平成30年1月分の出納検査の結果報告が提出されておりますので、細部については、事務局において御高覧いただきたいと思います。

次に、今期定例会の議事説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表にして、お手元に配付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

また、町長より広報掲載のため、「議会開催中の写真を撮影したい」との申し出がありましたので撮影の許可をいたしました。皆様の御協力をお願いいたします。

### ◎議案の上程(議案第1号～議案第23号)

日程第4 本日、町長より提出されました議案第1号から議案23号までを、お手元に配付いたしました議案一覧表により一括上程し、議題といたします。

### ◎提案理由の説明(議案第1号～議案第23号)

日程第5 それでは、提案者町長より提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 順一） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回度会町議会定例会を招集させていただきましたところ、公私何かと御多忙の中を御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、町政をお預かりすることになりましてから、はや10年を経しております。

初心を忘れることなく、町の発展への熱い思いをもって、住民の皆様方の生活の向上を目指し、日夜全力で町政に取り組んでおりますが、昨年は職員による不祥事を未然に防ぐことができず、管理監督責任を大変痛感しているところでございます。2度とこのような事件が発生しないように再発防止に努めたいと思っております。そして、住民の皆様方の信頼を、一日も早く取り戻せるように努めますので、よろしく願いをいたします。

また、昨年10月の21号台風による被害の爪痕が大きく残っておりますので、引き続き積極的に被災箇所の機能回復に取り組んでまいりたいと思っております。

町の課題や住民ニーズが多様化する中で、喫緊に解決すべき課題、中長期の展望をもって臨むべき課題など山積みをしておりますので、平成30年度も、第6次度会町総合計画後期基本計画、そして度会町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の町の基本的なビジョンをもとに、何を優先すべきかというのを判断した上で、それぞれ一歩一歩、着実に解決していくよう努めてまいりたいと思っております。

中でも、平成30年度は、子育て支援対策と老人福祉対策に取り組み、子供からお年寄りまで安心して暮らせるまちの実現を目指していききたいと思っております。子育て支援対策につきましては、小・中学生の保護者の方々の負担軽減を図るため、入学準備品の提供、給食費の補助を行いたいと思っております。

また、長原保育所に続き、中之郷保育所でも0歳児の受け入れ態勢を整えるために園舎の改修を行うとともに、未就学児の医療費につきましても近隣市町と歩調を合わせて、本年9月からの窓口無料化を進めてまいりたいと思っております。

老人福祉施策につきましては、役場に隣接をします特別養護老人ホームわたらい緑清苑の増床整備事業を支援し、老人福祉の拡充を図ってまいりたいと思っております。

また、住民の皆様が安全安心に暮らせるまちづくりを目指し、地域包括支援センターの体制の充実、社会福協議会等社会福祉施設など、地域の多様な主体による地域支援事業や認知症の方への対応等、地域住民の皆様とともに自助、公助、相互の扶助の精神に基づき、地域福祉の向上に努めてまいります。

なお、安心して暮らせるまちの実現に向けまして、先月末に、予告なしの防災訓練を実施したところでございます。突然の訓練の実施で、戸惑いや驚かれた住民の方々もおみえになったと思っておりますが、大地震等の発生は昼夜を問わず、突然予告な

しに勃発してまいります。そのためにも住民の皆さん方の、一人ひとりの防災意識の向上、そして、町としての課題をそれを浮き彫りにし、掘り起こし教訓にしていきたいということで実施したものでございます。大変御協力のほどをありがとうございました。

また、今後は、今年度も協力して、この実施を、メニューをまた合わせながら工夫をしてしっかりと対応してまいりたいと引き続き継続で実施しますので、よろしくお願いをいたします。

このような施策をより積極的に進めるために役場組織の機構におきまして、現在の総務課に所属します防災分野と、福祉・環境課に所属します環境分野を合わせて執り行う部署として、防災環境課を設置する機構改革を実施いたします。

ほかにも農林業の振興や鳥獣被害防止対策の継続的な推進、生活関連施設の整備などにも、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

一方で、民間事業ではありますが開発と保全のバランスを、重視しながら推進しています「日の出の森」付近の風力発電事業につきましては、第1期事業が完成し、昨年に運転を開始しましたことから大幅な町税の伸びがございました。

また、大規模な太陽光発電施設の計画につきましても、平成30年度中の工事着手を目指し、林地開発許可申請の今、準備中とお聞きしております。

企業による地域の貢献が、さらに進んでいくことを期待しております。

平成30年度も、政策を実施するというだけに終わらず、目標とする成果が少しでも得られるようにウサギの気概と亀の心境で、身の丈相応のまちづくりの理念に基づいて、心豊かなまちづくりを目指し、安心安全で暮らしやすいまちの実現を目指して、一步一步積み重ねてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、今期定例会に御提案をいたしました議案につきまして説明をさせていただきます。

今期定例会に御提案いたしました議案は、予算関係11件、条例関係が10件、その他2件の合計23議案でございます。

なお、これに合わせて報告を1件させていただいております。

まず、議案第1号「平成30年度度会町一般会計予算」について御説明をいたします。

平成30年度の予算の規模は、対前年度3億7,609万3,000円、10.9%増の3億3,070万8,000円でございます。

歳入予算から、順を追って説明をいたします。

款1町税は、本年度から風力発電施設が固定資産税の課税対象になったことなどから、対前年度9,668万8,000円増の7億9,984万3,000円を計上しております。

12ページ、項1 町民税の目1 個人につきましては、昨年度とほぼ同額の3億2,805万8,000円を、目2の法人では、風力発電関連業者の法人町民税の大きな伸びが予想されるために対前年度700万円増の2,600万1,000円計上をいたし、項2の固定資産税におきましては、先ほど申し上げましたように、本年度から風力発電施設が固定資産税の課税対象となったことから、対前年度8,801万5,000円増の3億6,971万5,000円を計上、項3 軽自動車税では、登録台数の増加が見込まれますので、対前年度233万6,000円増の3,325万6,000円。

次の13ページ、項4の町たばこ税につきましては、対前年度52万1,000円減の4,281万3,000円を計上しております。

次に、款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税につきましては、対前年度72万7,000円減の1,010万5,000円を、項2 自動車重量譲与税は、対前年度17万5,000円減の2,395万円を計上いたしております。

款3 利子割交付金につきましては、対前年度56万円増の150万1,000円を見込んでおります。

次に、14ページ、款4 配当割交付金、次の款5 株式等譲渡所得割交付金につきましては、それぞれ424万2,000円と、534万5,000円を計上しております。

款6 地方消費税交付金につきましては、対前年度335万4,000円減の1億1,509万5,000円を計上、款7 自動車取得税交付金につきましては、前年度とほぼ同額の830万円を計上しております。

次の15ページ、款8 地方特例交付金は、個人住民税における、いわゆる住宅ローン控除に伴う地方税の減収額を、補填するために交付されるもので360万円を見込んでいます。

次に、度会町が歳入において大きく依存する款9の地方交付税につきましては、町税の伸びが大きくなることで、対前年度1,000万円減が見込まれるため14億4,700万円を計上しております。

次に、款11の分担金及び負担金、項1 負担金、目1 民生費負担金では、入所予定児童236人の保育所保護者負担金5,280万円をはじめとし5,656万円を計上しております。

16ページの項2 分担金、目1 災害復旧費分担金では、平成29年災害に係る坂井用排水路並びに林道注連指西線の分担金として175万2,000円を計上しております。

次の款12 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 土木使用料につきましては、町道道路敷占用料や、町営住宅などの町有施設等の使用料でございますが、遊水プール鏡の利用者数が増加しています昨年実績から、対前年78万5,000円増の2,469万1,000円を見込んでいます。

17ページ、項2 手数料では、窓口の諸証明手数料及び美化センターのごみ処理手

数料など428万3,000円を見込んでおります。

次の款13の国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金では、節1社会福祉総務費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金をはじめ、節2障害福祉費負担金に介護給付費負担金などを、また、節3で児童措置費負担金に3歳未満被用者児童手当負担金などを合わせて1億6,065万5,000円を計上しております。

節1の国民健康保険保険基盤安定負担金の大幅な増額や、節2における利用者や利用日数増加に伴う介護給付費負担金の増額により、対前年度1,765万7,000円増となっております。

続きまして、項2の国庫補助金では、目1総務費国庫補助金に住宅耐震関係等交付金や、個人番号カード交付事業費補助金など417万8,000円、次の目2民生費国庫補助金、節1障害福祉費補助金には、障がいをお持ちの方の生活支援事業補助金を、また、節9子ども・子育て支援交付金に地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業への補助金など731万3,000円を計上しております。

なお、臨時福祉給付費補助金が本年度ございませんので、対前年度では3,267万5,000円の減額となっております。

19ページ、目3衛生費国庫補助金には、浄化槽設置促進のための循環型社会形成推進交付金や、平成31年度に開設を目指す子育て世代包括支援センター開設準備のための補助金など723万4,000円を計上しております。

目4農林水産業費国庫補助金には、節1林業振興費補助金に、美しい森林づくり基盤整備交付金を、また、節2の農業振興費補助金には多面的機能支払交付金を合わせて918万1,000円を計上しております。

目5土木費国庫補助金では、町道改良事業等に対する社会資本整備総合交付金や、町営住宅の城山住宅の家賃に補填をされる地域住宅交付金として972万7,000円を計上しております。

目6教育費の国庫補助金には、度会中学校の多目的トイレ改修事業に対する補助金など484万6,000円を計上しております。

次に20ページの款14県支出金、項1県負担金、目2民生費県負担金には、国民健康保険及び介護給付や後期高齢者保険関係等に係る県の負担金1億401万1,000円を計上いたしております。

次に、21ページからの項2県補助金は、合計で2億5,196万6,000円を計上しております。

まず、目1の総務費県補助金では、防災対策関係の補助金246万2,000円を計上しております。

次の目2民生費県補助金は、障がい者医療費補助金、子ども医療費補助金など3,122万6,000円を計上しております。

目3 衛生費県補助金では、新規に補助されることとなった自殺対策強化事業補助金や、従来からの浄化槽設置促進事業に係る県補助金等を合わせ975万5,000円を計上しています。

目4 農林水産業費県補助金では、農林業振興対策の補助金3,022万8,000円を計上し、22ページ、節5 林業振興費補助金に、中之郷保育所改修事業、小学校、中学校の備品の整備の財源として見込まれる、みえ森と緑の県民税市町交付金1,695万7,000円を計上しております。

目4 が対前年度2,160万3,000円減額となっておりますのは、県の基準により、この補助金の特別配分額が昨年を大きく下回っていることが大きな要因でございます。

目8 災害復旧費県補助金には、林道注連指西線災害復旧事業に対する補助金1億7,248万円を計上いたしております。

次の項3 委託金、目1 総務費委託金では、節2 徴税費委託金の個人県民税徴収取扱交付金1,183万1,000円、節4 選挙費委託金には、県知事及び県議会議員選挙に対する委託金300万円など合わせて1,530万1,000円計上いたしております。

続きまして、23ページ、款15 財産収入、項1 財産運用収入では、目1 財産貸付収入として、風力発電事業に伴う町有林の借地料など627万5,000円を計上しております。

続きまして、24ページの款16 寄附金、項1 寄附金、目2 ふるさと寄附金では、当町へのふるさと寄附金額の実績から、対前年度500万円減の1,500万円を目標に計上しております。

次に、款17 繰入金、項2 基金繰入金につきましては、目1 の財政調整基金繰入金を2億3,000万円をはじめ、25ページのとおり合計で4億9,430万円を計上いたしております。

なお、目9 の地域福祉基金繰入金の1億2,700万円は、特別養護老人ホームわたらい緑清苑が進めている増床整備等への負担金の財源として繰り入れるものでございます。

次の款18 の繰越金には、平成29年度繰越金として3,000万1,000円を計上しております。

次の、26ページ、款19 諸収入、項3 雑入、目1 雑入では、オータムジャンボ宝くじ収益分配金や、地域包括支援センター計画作成料等合わせて3,642万8,000円を見込んでいます。

次に、27ページの款20 町債、項1 町債、目3 土木債に辺地対策事業債の対象地域であります脇出地内町道改良工事に充当するために710万円を計上しております。

また、目4 の臨時財政対策債につきましては、御案内のとおり地方債の一種でございます。国において地方交付税として交付すべき財源が不足する場合に、交付



額を減額するかわりとして各自治体に地方債を発行させる制度で、その償還分は全額、後年度の地方交付税で措置されるものであって1億2,050万円を見込んでおります。

以上をもちまして、歳入の概要を説明させていただきました。

続きまして、歳出の概要について、順に御説明を申し上げます。

まず初めに、一般会計の各科目に計上しております職員給与費等の所要総額は、98ページのとおり80名5億520万9,000円でございます。

なお、給与費明細書を本予算書末尾97ページから103ページに掲げてございますので、御高覧を賜りたいと存じます。

それでは、29ページの款1議会費でございますが、議会運営活動に係る関係経費6,757万6,000円を計上しております。

次に、30ページからの款2総務費の予算計上額は、11ページのとおり、対前年度679万7,000円増の4億8,268万7,000円で、予算における構成比は12.6%となっております。

30ページから目1一般管理費は、特別職、総務課、出納室関係の職員の人件費などを計上しております。

その他主要なものとしましては、31ページ、節8報償費に、ふるさと納税報償費として750万円を計上いたしております。

また、総務省から全ての地方公共団体に統一的な基準による財務書類等を作成することが要請されておりますために、節13の委託料の32ページ、財務書類等作成支援業務委託料414万8,000円を計上しております。

なお、上段の弁護委託料でございますが、法令の解釈や町の対処について法的に問題がないかを確認する必要がある場合がふえてきております。

現在のところ、町村会による法律相談の制度を利用して対処をしておりますが、同じ案件についての追加質問ができなく、職員で判断をするしかない状態でございます。

このために事務事業を適正かつ迅速に進める方策として、新たに弁護士と顧問契約を結びたいと考えていますことから、弁護士顧問契約及び現在係争中の案件の所要額を合わせて、弁護委託料として157万7,000円を計上しております。

次に33ページ、目2文書広報費では、予算額1,197万4,000円により広報わたらいの発行や町例規データベースの更新を行ってまいります。

なお、平成30年度におきまして、平成31年度から平成35年度までの5年間の度会町例規集データベース等維持管理業務の受託先を選定するため、8ページに「第2表債務負担行為」に限度額の1,717万2,000円などを示しておりますので、御高覧をお願いいたします。

33ページ、目3 会計管理費へは729万5,000円を計上しております。

34ページから目4 財産管理費では、役場の庁舎、公用車の維持管理経費など6,214万円を計上しております。

35ページの節15の工事請負費には、役場庁舎大会議室の音響設備の更新と地域福祉センターの電気設備の修繕等の所要額1,082万1,000円を計上いたしております。

なお、平成30年度から臨時職員である道路パトロール員、公園施設管理員、環境パトロール員の賃金などを、財産管理費に集約することとしておりますことなどから、対前年度1,936万3,000円増となっております。

次の目5 企画費には、各種行政システムの保守管理費用や行政チャンネル利用料など、合わせて5,153万2,000円を計上しております。

36ページ、節13委託料には、平成30年度で度会町男女共同参画基本計画の計画期間が満了することから、新たな計画を策定する必要があるために業務委託料の所要額として300万円を計上しています。

37ページの見6 地方バス路線維持対策費には、自主運行バスとして位置づけする役場から田口・注連指行き及び田間行き、並びに1日2便の南中村行きの地方バス路線運行委託料及び町営バス運行委託料など3,633万8,000円を計上しております。

次に38ページ、目8 諸費には、区事務費補助金、地区集会所の改築補助金など1,247万3,000円を計上しております。

なお、平成30年度は、和井野区におきまして集会所に係るトイレの新築が予定されているため、節19の負担金補助及び交付金における集会所等補助金を例年よりも100万円増額して計上をしております。

次に、項2 徴税费、目1 税務総務費は税務課の人件費関係が主要なもので3,977万7,000円を計上しております。

39ページからの目2の賦課徴収費では、町税の課税徴収事務に係る各種電算委託料など4,833万円を計上し、個人県民税徴収取扱交付金1,183万1,000円を充当しております。

平成30年度は、土地、家屋の3年に1回の評価替えの時期となりますことから、40ページ節13の委託料に固定資産税評価替電算委託料474万1,000円を計上しております。また、航空写真を利用し適正に課税するため、土地につきましては現況地目の認定、また家屋につきましては、家屋の現状の把握をしていくために固定資産基礎資料作成業務委託料を1,518万2,000円計上いたしております。

41ページからの項3 戸籍住民基本台帳費には、戸籍事務に係る人件費や電算システムの所要額など3,220万1,000円を計上しております。

42ページ、項4 選挙費では、選挙管理委員会に要する費用として目1 選挙管理委員会費に860万1,000円を、43ページ目3 知事・県議会議員選挙費には、平成31年に

予定されています三重県知事及び県議会議員選挙の平成30年度所要額391万3,000円を計上しております。

続きまして、45ページからの款3民生費は、対前年度11.6%の伸び1億3,128万9,000円増の12億5,928万8,000円となり、予算における構成比というのは32.9%を占めております。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費におきましては1億7,204万円を計上いたしております。平成30年9月から、未就学児の子ども医療費の窓口無料化を実現するため、節13委託料の46ページに窓口無料化共同実施3公費電算委託料863万9,000円を、また、節19負担金補助及び交付金には、度会町社会福祉協議会への補助金の2,666万8,000円、次の節の20扶助費には福祉医療費補助金など2,867万4,000円と、節28の繰出金に国民健康保険特別会計等への繰出金の7,735万2,000円を計上しております。

次の目2の障害福祉費は、サービス利用者数や利用回数の増加が見込まれるために、対前年度2,115万7,000円を増加しております。

この障害福祉費におきましては、47ページの節20扶助費生活介護事業費の5,760万円を主とし、身体及び知的障がい者の施設入所支援費など1億5,013万1,000円を計上し、障害者福祉の充実に努めたいと思います。

次の、目3老人福祉費におきましては、48ページ、節19負担金補助及び交付金に、役場に隣接する特別養護老人ホームわたらい緑清苑が進めております増床等の整備に対する負担金を含め、わたらい老人福祉施設組合負担金として1億2,758万5,000円を計上しております。

次に、節28繰出金には、後期高齢者医療特別会計繰出金として1億3,579万7,000円、介護保険特別会計繰出金には1億5,853万3,000円を計上し、高齢者福祉の充実に努めたいと思います。

次に、49ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費では、子供の健やかな育ちと、子育てを支援するために節13の委託料に子ども・子育て支援事業計画策定に要する業務委託料150万円を計上しています。

なお、この計画は、平成30年度と平成31年度の2カ年をかけて策定するというこのために、8ページ「第2表債務負担行為」に限度額として500万円を提案しております。

50ページ、目2児童措置費では、児童手当の給付費と中学3年生まで拡大した子ども医療費補助金など1億4,871万9,000円を計上し、うち国県支出金1億1,364万6,000円を充当いたしております。

次に、目4児童福祉施設費には、町内3園の保育所運営費として対前年度3,886万7,000円減の2億9,890万3,000円を計上し、保育サービスの充実に努めたいと思

います。

大規模な長原保育所の改修工事が、平成29年度に完成しましたことから、平成30年度は大幅な減額となっております。

平成29年度に開始しました保育所の完全給食につきましては、平成30年度も引き続き調理を業者に委託すべき、52ページ、節13の委託料に、保育所給食調理提供業務委託料の2,870万円を計上しております。

また、長原保育所に続いて、中之郷保育所でもゼロ歳児からの保育が行えるように園舎整備を行う費用を含め、節15の工事請負費には4,328万9,000円を計上しております。

次の目5地域子育て支援センター運営費では、センター運営経費1,433万3,000円を、国県支出金522万8,000円などを財源充当しております。

次に、53ページ、目6放課後児童クラブ運営費では、その所要額として1,933万8,000円を見込んでおり、国県支出金345万4,000円、利用者負担金の250万1,000円、一般財源1,338万3,000円を財源として運営をしてまいりたいと思います。

次に、55ページからの款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、保健衛生、環境衛生に係る職員の人件費と水道事業に係る補助金が、主要な要素となっており、56ページの節19の負担金補助及び交付金には、水道事業の栗原及び脇出地内のバイパス管新設工事に係る負担金2,600万円、水道統合整備事業の折に実施をしていない水道施設の耐震診断や浄水場基本設計策定業務に対する補助金として2,808万円を計上しております。

なお、自殺対策基本法が改正されまして、自殺対策についての計画の策定が義務づけられたことから、節13委託料に自殺対策計画策定等委託料427万9,000円をはじめとする所要額を計上しております。

次に、57ページ、目2予防費では、節13委託料にインフルエンザや日本脳炎、肺炎球菌ワクチンなどの予防接種委託料2,227万5,000円をはじめ、2,333万8,000円を計上し、感染症の予防などに努めてまいります。

58ページ、目4環境衛生費におきましては、不法投棄防止環境対策経費や、合併処理浄化槽設置補助金及び伊勢広域環境組合負担金1億961万8,000円をあわせて、1億3,469万9,000円を計上し、国県支出金を1,107万2,000円を充当しております。

なお、伊勢広域環境組合では、平成35年に清掃工場の整備に着手することが計画されておりまして、この整備資金の積み立てとして、負担金が3,000万円余り増額しております。

59ページ、目5母子保健衛生事業費では、乳幼児の育児支援や妊婦の保健対策に1,295万7,000円を計上しています。

なお、国は妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うために、平成32

年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとしております。

このため当町は、平成30年度に、この準備のために節7の賃金に妊娠・出産包括支援の臨時職員賃金281万4,000円をはじめ、各節に合計360万円余りを計上し、平成31年度から事業展開を目指したいと思っております。

次の60ページ、目6健康増進対策費にあつては1,094万3,000円を計上し、従来から実施しているがん検診をはじめ、生活習慣病の予防対策として、ウォーキングイベントや糖尿病重症化予防対策事業を実施し、町民の一人一人がみずからの健康づくりに主体的に取り組めるよう支援をしていきたいと思っております。

61ページ、項2清掃費、目1塵芥処理費では、美化センターを中心としたごみ収集処理対策費用など5,496万9,000円を計上しております。

なお、指定ごみ袋は2年に1回作成をしておりまして、平成30年度がこの時期となるために、これに要する費用などとして、62ページの節11需用費に消耗品費911万8,000円を計上しております。

なお、対前年度1,182万5,000円の減額となっております主な要因は、平成29年度に、パッカー車の1台を購入するため1,100万円余りを計上していたこととございます。

次に、63ページ、款5農林水産業費ですが、対前年度2,847万1,000円減の1億1,347万8,000円で予算における構成比は3%となっております。

項1農業費、64ページからの目3の農業振興費では1,814万1,000円を計上し、主要産品である茶業振興のための施策や、農地の荒廃防止対策をはじめ、節19負担金補助及び交付金の65ページには、農業機械購入助成事業費補助金200万円、茶防霜施設設置奨励補助金102万円などを、また担い手農家の農地の集積を進めるため、新たに農地集積事業補助金を創設し110万円予算処置することによって、農業を担う人材・組織の育成や経営の安定を支援いたします。

なお、有害鳥獣駆除にかかる費用は、平成29年度まで項2の林業費に予算処置をしておりましたが、当町における有害鳥獣駆除の主たる目的が、農作物の被害の軽減であることや、国の補助規定により、猟友会への委託ではなく捕獲者への報償とすることが適当であるために、当該目3の農業振興費、節8報償費へ予算の科目を変更しましたことから、対前年度657万9,000円増額となっております。

次の目4の農地費では、防災重点ため池のハザードマップを作成する費用として、66ページ、節13委託料に100万円を計上しております。

また、この節に、町が管理します農道鮎川下久具線等の維持管理に要する農道草刈り業務等委託料として450万円、節15工事請負費に300万円を計上しています。

目6の多面的機能支払事業費には、11の組織がそれぞれの地域で行う水路、農道等の施設の管理保全活動及び草刈りや植栽活動などの環境保全活動への交付金とし

て1,143万8,000円を計上しております。

次に、67ページ、項2林業費、目2林業振興費におきましては、森林組合との連携により間伐や受光伐等適正な森林管理を推進するなど、林業の振興を図るために1,140万4,000円を計上しております。

なお、有害鳥獣駆除のための町猟友会の委託料を別の科目へ予算処置したことや、平成29年度には林地台帳整備事業として900万円近くを計上しておりましたが、事業が終了したために、平成30年度は計上しないこと、そして、美しい森林整備事業の国、県の予算配分が減額される見込みであること等から、対前年度2,528万9,000円減額となっております。

68ページ、目3林道事業費におきまして町管理林道の維持管理に当たり、昨年10月の台風21号に関連するものは、災害復旧事業費で予算処置し、風力発電工事により通行止区間があり、維持管理費用が削減されることなどから、対前年度930万円減となる921万5,000円を計上しております。

次の目5治山事業費では、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、林道麻加江小萩線利用区域内の溪流からの流出土砂を撤去する費用を、新たに節13委託料に300万円計上しております。

69ページからの款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費におきましては、70ページの節13委託料に伊勢茶トータルプロモーション事業や、大学連携事業を進めるための業務委託料246万円をはじめとし863万4,000円を、節19の負担金補助及び交付金には商工会運営費補助金、春まつり実行委員会補助金など2,426万3,000円を計上し、地場産業や地域資源を活用した交流人口の増加などによる町の活性化を図っていきたいと思います。

71ページからの款7土木費は、対前年度1億220万円減の3億2,183万8,000円で、予算における構成比は8.4%となっております。

まず、項1の土木管理費、目1の土木総務費には、建設課関係の人件費及び地籍調査事業費用など5,249万8,000円を計上しております。

なお、本年度は、従来から実施しております麻加江地区に加え、当津地区も地籍調査業務を行う計画であることから、対前年度759万5,000円は増額しております。

72ページ、項2道路橋梁費、目1道路維持費では4,910万3,000円を計上し、町道の草刈りや道路台帳の整備など、町道の適切な維持管理に努めてまいります。

なお、臨時職員である道路パトロール員の賃金を、財産管理費で予算処置していることなどから、対前年度776万円の減額となっております。

次の73ページ、目2町道新設改良費におきましては、下久具地内の町道川南線舗装修繕、町道脇出2号線や町道川口下久具線改良など生活道路の充実と改良を図るために1億4,056万2,000円を、国庫補助金734万7,000円を、地方債710万円などを

財源充当し計上をしております。

対前年度8,438万8,000円の減額となっておりますのは、国の社会資本整備総合交付金の配分額が減少見込みであるということから、工事請負費や附帯する水道管移転補償費を、大きく減額しているためでございます。

目4 県道新設改良費では、県道伊勢大宮線長原地内の道路改良工事に附帯する工事の所要額を、節15工事請負費に500万円を計上しております。

74ページ、項3 河川費では、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、河川内の立木を撤去すべく節13委託料に300万円を、また節15工事請負費に1,000万円を計上し、河川の保全に努めてまいりたいと思います。

次の項4 施設管理費、目1 公園管理費では、宮リバー度会パークと日の出の森の維持管理経費等として1,036万8,000円を計上しております。

臨時職員である公園施設管理作業員4名の賃金、財産管理費で予算処置をしていることや、昨年度は、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用し、公園を整備する計画としていたことから、対前年度2,600万4,000円を減額しております。

75ページの目2 山村広場施設管理費、76ページの目3 バザールわたらい施設業務管理費では、山村広場栗山とバザールわたらいの維持管理に係る経費を計上をしております。

目4の遊水プール鏡運営費では、節13委託料にプールの運営管理料など1,987万9,000円を、節18備品購入費には、繁忙期にできるプール入場券購入者の長蛇の列を解消する来場者がスムーズに入場できるように、券売機3台の更新等に要する260万円、プール運営の所要額2,924万4,000円を計上し、来場者の皆さんに喜んでいただけるプールの運営を推進いたしたいと思います。

次に、77ページ、項5 住宅費では、町営住宅城山団地・清風団地の維持管理経費などとともに、節13委託料に「空き家等対策計画」を策定するための所要額600万円を見込んでおります。

次の款8 消防費におきましては、対前年度3,409万4,000円増の2億967万9,000円で、予算における構成比は5.5%となります。

まず、目1 非常備消防費には、消防団員の報酬及び活動費の所要額と退職団員の退職報償金など2,053万2,000円を計上しております。

78ページ、目2 消防施設費では、他市町の基準財政需要額も考慮して算出される広域消防負担金が人件費の増額などで、対前年度1,844万3,000円増の1億4,412万1,000円を計上させていただきました。

目3 防災費におきましては4,178万6,000円を計上し、気象情報の取得や防災行政無線の維持管理、木造住宅耐震補強推進など減災力を高める施策とともに、防災備蓄品の整備を進め、迅速で適格な災害時の対応を目指してまいります。

なお、防災関係職員の給与など人件費を、款2総務費から、当該目3防災費で予算処置することなどから対前年度1,632万1,000円増額をいたしております。

続きまして、81ページからの款9教育費におきましては、対前年度7,537万6,000円増の4億733万2,000円で、予算における構成比は10.6%を占めております。

項1教育総務費、目2事務局費は、教育委員会事務局学校教育関係の人件費、度会郡指導主事共同設置負担金など4,341万6,000円を計上しております。

次に、82ページからの項2小学校費、目1学校管理費におきましては1億2,148万6,000円を計上し、学校教育の充実を図ってまいりたいと思います。

これまでと同様に主要な施策として進める学習支援員の配置、スクールバスの運行、学校環境整備に加え、83ページ、節11需用費に小学校入学準備品404万2,000円を予算処置し、さらに、85ページの節19の負担金補助及び交付金に給食費を補助するために615万2,000円を計上し、子育て家庭の負担軽減を図ることといたしております。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきましては1億1,970万9,000円を計上し、学校教育の充実を図っていきます。

中学校費でもこれまでの主要な施策は、小学校費と同様でございますが、中学校におきましても平成30年度からの子育て支援対策の一環として、子育て家庭の負担軽減を図ることを目的に、86ページ、節11需用費に中学校入学準備品821万2,000円を予算処置し、さらに、88ページの節19負担金補助及び交付金に給食費を補助するために378万6,000円を計上しています。

また、全国大会への出場の可能性が大きく期待されるため全国大会等選手派遣費補助金を286万5,000円を計上しております。

なお、中学校校舎におきましても多目的トイレの設置が必要となることから、その他工事費用を合わせまして、節15工事請負費1,326万3,000円を計上しております。

次に、項4社会教育費におきまして、目1社会教育総務費には1,738万円を、90ページ、目2公民館費には1,140万2,000円、91ページ、目3ふるさと歴史館費に137万8,000円、92ページからの項5保健体育費、目1保健体育総務費には566万円、目2体育施設費には4,299万9,000円を計上し、町民の皆さん一人一人が、自分に適した方法や手段で、学んだり楽しんだりできる環境づくりに努力してまいりたいと思います。

なお、92ページ、目2体育施設費、次のページの節15の工事請負費に中川体育館の耐震化のため、非構造部材の改修工事に要する費用など3,560万円を計上しております。

次の目3学校給食施設費では3,848万2,000円を計上し、地物食材を積極的に活用した、おいしくて安全な給食の提供に努めたいと思います。



給食センターは竣工後16年を経過しており、修繕や設備更新に要する費用が増加傾向にあります。94ページ、節18備品購入費に、修理の限界を迎えている暖房温水器の更新費用など351万3,000円を計上しております。

次に、款10災害復旧費、項1公共土木施設災害復旧費、目2過年災公共土木施設災害復旧費には、平成29年に被災しました田口の志ヶ谷川の護岸復旧工事費用など1,500万円を計上しております。

次の項2農林水産業施設災害復旧費、目3過年災農業施設災害復旧費では、坂井地区用排水路復旧工事等に要する費用1,426万4,000円を、目4過年災林業施設災害復旧費には、林道注連指西線の災害復旧工事費用など1億9,876万4,000円を計上し、農林業の基盤となる施設の一日も早い機能回復に向け努力をしております。

95ページ、款11公債費につきましては、対前年度679万4,000円増の3億1,689万4,000円を計上し、予算における構成比は8.3%を占めております。

なお、起債予定の地方債につきましては、9ページの「第3表 地方債」に、また、当該年度末における地方債現在高の見込みに関する調書を本予算書の末尾106ページに掲載しておりますので、御高覧賜りたいと存じます。

以上をもちまして、私の所感の一端と議案第1号「平成30年度一般会計予算」の概要説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号からは、副町長から御説明をいたしますので、よろしく御審議のほどを賜りますようお願いをいたします。

**○議長（八木 淳）** 暫時、休憩いたします。

(10時20分休憩)

(10時30分再開)

**○議長（八木 淳）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、藤田副町長より提案理由の説明を求めます。

藤田副町長。

**○副町長（藤田 心作）** それでは、町長に代わりまして、順次御説明いたします。

まず、議案第2号「平成30年度度会町国民健康保険特別会計予算」でございます。

平成30年度から三重県が財政運営の責任主体となることから、予算科目の構成を一部変更し、過去数年の医療費の動向、受診率の推移などを勘案した上で、予算規模を見込んでいますが、高額医療費共同事業拠出金がなくなったことなどから、対前年度1億2,898万5,000円減の8億3,621万2,000円と定めています。

歳入につきましては、5ページ、款1国民健康保険税においては、社会保険加入条件の変更による社会保険へ移行する方の増加などから、国民健康保険被保険者数が減少し、対前年度2,131万5,000円減の1億8,104万1,000円を計上しています。

款3県支出金においては、国庫支出金が一括して県から交付されることとなった

ため、対前年度 5 億1,908万8,000円増の 5 億5,236万8,000円計上いたしています。

款 5 繰入金は、国保広域化の制度改正により対前年度2,776万円増の9,229万2,000円を見込み、予算計上いたしております。

また、款 5 繰入金では、一般会計から保険税軽減に伴う財政措置や関係職員にかかる人件費をはじめ、交付税措置に伴う財源支援策など合わせて7,729万2,000円の繰り入れを行い、給付費支払準備基金からは1,500万円を繰入措置しています。

次に、6 ページの歳出では、款 1 総務費におきまして、平成29年度に国保広域化に伴うシステム改修を行いました。平成30年度は必要ないことなどから、対前年度510万5,000円減の2,112万4,000円を計上いたしています。

次に、歳出予算の過半を占める款 2 保険給付費につきましては、医療費の増加から、対前年度1,278万2,000円増の 5 億5,927万8,000円を見込んでいます。

次の款 3 国民健康保険事業費納付金は、三重県が設ける国保特別会計から、医療機関へ支払う費用にあてるため、度会町の納付金を支出することを目的とし、新たに設けた予算科目で 2 億4,075万9,000円を見込んでいます。

款 6 保健事業費には934万3,000円を計上し、特定健康診査等を進めることで、疾病の早期発見や国民健康保険事業の財政健全化を図ります。

続きまして、議案第 3 号「平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、御説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ55万7,000円で、その内容は、貸付金の原資となりました町債の元利償還金を計上いたしており、歳出は、町債の元利償還金と当該貸付金の償還事務に係る事務費等でございます。

歳入につきましては、償還収入と一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって、措置いたしております。

続きまして、議案第 4 号「平成30年度度会町介護保険特別会計予算」について、御説明いたします。

現在、平成30年度から平成32年度までの 3 箇年を計画期間とする度会町第 7 期介護保険事業計画策定に取り組んでいるところですが、介護保険サービス利用の増加などに対応できる安定した介護保険事業を継続するため、平成30年度から介護保険料基準額を月額で1,000円増額する必要があることなどから、歳入歳出予算の総額を対前年度比7.8%増の 9 億7,642万9,000円といたしております。

総括的な事項では、まず、6 ページ、歳入において、款 1 介護保険料に、第 1 号被保険者保険料を、対前年度3,440万5,000円増の 2 億148万円を計上したほか、款 3 国庫支出金 2 億1,055万9,000円、また、第 2 号被保険者保険料からの介護給付費交付金などを、款 4 支払基金交付金に 2 億3,497万5,000円、款 5 県支出金 1 億3,261万6,000円、一般会計や基金などの繰入金を、款 7 繰入金に 1 億9,678万5,000

円計上し、7ページ、歳出における款2保険給付費8億6,075万円、款4地域支援事業費8,106万4,000円などに充当しております。

地域支援事業費におきまして、対前年度1,332万1,000円の増額は、主として人件費の増額によるものでございますが、度会町の地域包括ケアシステムの構築を推進させるべく、総合事業における住民主体サービスの創出を図るとともに、地域ケア会議の充実、認知症総合支援、生活支援体制の整備、在宅医療介護連携という包括的支援事業の4つの柱となる事業について、さらに推進してまいります。

続きまして、議案第5号「平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算」について、御説明いたします。

本予算は、平成18年度から度会郡内の4町で共同設置している指導主事室に係るもので、学校の運営に関する指導や、教員の研修などを実施する指導主事2名の人件費及び事務費を計上しており、その財源として、構成4町の負担金を充当し、歳入歳出予算の総額を対前年度32万4,000円減の2,118万7,000円といたしております。

続きまして、議案第6号「平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢化の進行に伴い医療費が増大する中で、「高齢者と若年世代の負担の明確化」とあわせて「65歳から74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整する仕組み」をもって平成20年4月から施行され、都道府県単位の設置した広域連合による、75歳以上の後期高齢者等を被保険者とした医療保険制度でございますが、高齢化率の上昇に伴い予算額が年々増加いたしておりますし、保険料率改正の時期を迎えたことから、本年度の予算の歳入歳出総額を対前年度1,248万円の増の1億9,867万9,000円としております。

歳入においては、後期高齢者医療保険料6,287万7,000円、一般会計繰入金1億3,579万7,000円等をもって、歳出における事務費の款1総務費に790万1,000円、款2後期高齢者医療広域連合納付金に1億9,076万8,000円などの財源として充当するものでございます。

続きまして、議案第7号「平成30年度度会町水道事業会計予算」について、御説明いたします。

水道事業につきましては、平成29年4月に上水道へ移行したことに伴い、地方公営企業法が全部適用されることから、他の予算書とは全く違う構成となっております。

この水道事業会計は、水道事業の収支を経理するために設けられた特別会計で、サービス提供の対価としての料金収入や、それに要する人件費・物件費等の営業費用を「収益的収入及び支出」として、また、水道事業の将来の経営活動に備えて行う、建設改良及び建設改良に係る企業債償還等の支出とその財源となる収入を「資本的収入及び支出」として整理しています。

1 ページの第 2 条で、平成30年度の業務予定量として給水戸数、給水量及び主要な建設改良事業を、第 3 条で、収益的収入は水道事業収益 2 億8,228万1,000円、収益的支出は、2 ページ、水道事業費用 3 億2,426万8,000円を計上し、第 4 条で、資本的収入は5,051万7,000円、資本的支出は、3 ページに9,539万5,000円の予定額を計上しています。

第 3 条収益的収入及び支出の詳細につきまして、26ページの事項別明細書をごらんください。

まず、款 1 水道事業収益は、項 1 営業収益と項 2 営業外収益にわかれ、項 1 営業収益の主たるものは、目 1 給水収益、節 1 水道料金で 1 億3,220万円を、項 2 営業外収益では、目 2 他会計補助金、節 1 一般会計補助金3,265万3,000円と目 3 長期前受金戻入に補助金負担金等の本年度収益化分 1 億1,041万6,000円を計上しています。

次に、収益的支出ですが、款 1 水道事業費用は、項 1 営業費用、項 2 営業外費用、項 4 予備費の 3 つにわかれています。

26ページ、項 1 営業費用の目 1 原水及び浄水費では、取水及び浄水に要する経費が計上されており、主たるものは、節16委託料の施設管理等1,160万5,000円と27ページ、節33の南勢水道用水受水費1,274万2,000円です。

目 2 配水及び給水費は、配水管等の施設維持管理に要する経費であり2,003万2,000円計上、目 3 業務費は水道料金の徴収、その電算システム及び量水器に係る経費であり1,178万8,000円を計上、目 4 総係費は職員の人件費及び一般管理費で、28ページ、節16委託料に水道施設の長寿命化を図り、施設を計画的に更新するために、施設耐震化計画策定業務等に要する3,376万9,000円を計上いたしています。

29ページ、目 5 減価償却費は、有形固定資産減価償却費として 1 億6,713万6,000円を、その主たるものは構築物9,265万3,000円と機械及び装置7,159万4,000円でございます。

項 2 営業外費用としては、目 1 支払利息及び企業債取扱諸費及び目 2 消費税を合わせて1,022万円を計上しています。

続きまして、第 4 条資本的収入及び支出の詳細につきましては、30ページをお願いいたします。

資本的収入についてですが、出資金、負担金、補償費があり、項 1 出資金には元金償還金に対する出資金として1,131万7,000円を、項 2 負担金には、バイパス管新設負担金等として2,920万円を、項 3 補償金には町道等改良事業に伴う配水管移設工事補償金として1,000万円を計上しています。

資本的支出の款 1 資本的支出には、項 1 建設改良費に、1 ページ、第 2 条（4）主要な建設改良事業に係る委託料600万円と工事請負費7,270万円を、31ページ、項 3 企業債償還金には企業債借入元金償還金1,663万5,000円を計上しています。

資本的収入が資本的支出に対し不足する額4,487万8,000円は、2ページ、第4条のとおり当年度分損益勘定留保資金4,487万8,000円で補填いたします。

その他附属資料として、11ページに「お金の流れ」を見るための財務諸表であるキャッシュ・フロー計算書を、12ページに給与費明細書を、18ページに一年間の経営状況を示す予定損益計算書を、20ページに財産の残高を示す予定貸借対照表を添付いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

続きまして、議案第8号「平成29年度度会町一般会計補正予算（第5号）」について、御説明いたします。

本予算案は、平成29年度が終盤を迎えたため、各種事務事業を精査の上、歳入歳出を調整した上で4,553万6,000円増額し、補正後の予算総額を38億9,375万9,000円と定めたところでございます。

歳入におきましては、10ページ、款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税に追加が見込まれます普通交付税5,280万円及び特別交付税3,300万円を追加上いたしております。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、住基システムの旧姓表記に係る事業を、平成29年度と平成30年度の2カ年で実施することとなったため、平成30年度分の106万6,000円を減額いたしております。

11ページの目4農林水産業費国庫補助金では、多面的機能支払交付金について、多面的機能支払事業実施組織数が減ったことなどから130万7,000円を減額いたしております。

款14県支出金、項1県補助金、目8災害復旧費県補助金では、災害査定が実施され、国の補助率が計算できるようになったことから、補助金を精査し、節1農林水産業施設災害復旧費補助金のうち農業施設災害復旧費補助金を1,070万円減額し、林業施設災害復旧費補助金を200万円増額しています。

12ページの款17繰入金、項2基金繰入金、目8みえ森と緑の県民税市町交付金基金繰入金については、台風被害に伴う計画見直しの結果、繰り入れる必要がなくなりました400万円を減額いたしております。

次の款18繰越金では、平成28年度繰越金4,700万円を追加し、平成28年度の実質収支額と同額といたしました。

次の款19諸収入、項4受託事業収入では、公団造林事業費の割当額が減少していることから260万円を減額いたしております。

次の款20町債、項1町債、目3土木債では、対象事業が完了したことから、不用額の4,260万円を減額し、目5災害復旧債では事業費を精査し1,930万円を減額いたしております。

続いて、歳出の主たるものにつきまして御説明申し上げますが、人件費につきま

しては説明を省略いたしますので、御了承をお願いいたします。

14ページの款2総務費、項1総務管理費、目4財産管理費では、入札の差額等により不要となります168万2,000円を減額しています。

15ページの項3戸籍住民基本台帳費では、歳入でも御説明申し上げましたように、旧姓表記に係るシステム改修を平成29年度及び平成30年度の2カ年で実施することとなったため、平成30年度分の106万7,000円を減額しています。次の戸籍総合システムバージョンアップ作業委託料については、事業費を精査し170万円減額いたしています。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害福祉費では、ショートステイの利用者が見込まれるため、節20扶助費に短期入所事業費159万3,000円を追加しています。

次の目3老人福祉費では、特別養護老人ホームわたらい緑清苑の施設増床事業等へ3,303万円補助金支出としていたものを、負担金とするため全額減額した上で、緑清苑の事業が精査されたため、新たに負担金として2,360万9,000円を追加するため、差し引き節19負担金補助及び交付金を942万1,000円減額いたしております。

次の、節28繰出金において、介護保険特別会計繰出金等が不要となる見込みですので946万3,000円を減額しています。

16ページ、項2児童福祉費、目4児童福祉施設費、節15工事請負費では、長原保育所改修に係る工事費の不用額1,700万円を減額いたしています。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費では成人肺炎球菌ワクチンや日本脳炎などの予防接種者数の実績に基づき、節13委託料を350万円減額、目4環境衛生費では、平成28年度のごみ処理量が確定したことから伊勢広域環境組合負担金を388万4,000円減額いたしております。

次の目5母子保健衛生事業費も実績見込みから、妊婦健康診査委託料を150万円減額いたしております。

次に、17ページ、款5農林水産業費、項1農業費、目4農地費、節19負担金補助及び交付金では、県営事業で実施されている和井野頭首工補修事業について、平成30年度に繰り越される見込みであるものの事業費が確定したことから、県営事業費負担金210万4,000円を減額し、次の環境施設整備事業補助金についても不要となる100万円を減額いたしております。

次の目6多面的機能支払事業費では、予算編成時に13組織で事業を実施することとしていましたが、事業実施組織数は2組織少ない11組織で、さらに、国の予算配分も予定額に達しないことから252万7,000円を減額いたしております。

項2林業費、目2林業振興費、節19負担金補助及び交付金の特定間伐等促進補助金は、森林組合が、国・県の補助金を活用して実施する造林事業に対する町の補助金ですが、国・県の予算配分の減少に伴い町の補助金220万7,000円を減額いたして

おります。

次の目3林道事業費においては、台風被害に伴い林道路側草刈り業務を見合わせたことから、不用額の200万円を減額しています。

次の目4公団造林受託事業費の割当額が、予定額に至りませんでしたので、節13委託料を260万円減額しております。

次の目5治山事業費、節15工事請負費においては、県営治山事業の附帯工事が完成したことから、不用額の100万円を減額しております。

18ページ、款7土木費、項2道路橋梁費、目2町道新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業への国費の予算配分に伴い、節13委託料、節15工事請負費、節22補償補填及び賠償金を合わせて1,950万円減額いたしております。

次の項3河川費、目1河川維持費では、災害復旧事業との関係から節15工事請負費500万円を不用額として減額いたしております。

19ページ、項4施設管理費、目1公園管理費でみえ森と緑の県民税市町交付金を活用した事業を計画していましたが、台風被害に伴う計画の見直しにより不要となる1,850万円を減額しています。

次の項5住宅費、目1住宅管理費、節13委託料においては、空き家等対策計画作成業務委託内容の精査により不用額400万円を減額いたしております。

次の款9教育費、項2小学校費、目2教育振興費においては、要保護・準要保護児童就学援助費申請者の実績により節20扶助費を100万円減額いたしております。

次の20ページ、項3中学校費、目1学校管理費においては、不要となります光熱水費及び全国大会等選手派遣費補助金合わせて450万円を減額いたしております。

21ページの款10災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1現年災農業施設災害復旧費、節15工事請負費においては、工事費を精査し1,300万円を減額いたしております。

また、節19負担金補助及び交付金においては、各地区の農地、農業用施設の共同作業実施状況を確認し、不足します9,800万円を追加しています。

次の目2現年災林業施設災害復旧費でも同様に、節15工事請負費を700万円減額し、節19負担金補助及び交付金を1,000万円増額いたしております。

次の款12諸支出金、項2基金費では条例規定分として、目1財政調整基金費に4,700万円、目2町債管理基金費に500万円、次の22ページ、目3教育施設整備基金費に1,000万円、目7まちづくり施設等整備基金費に1,000万円を積み立てております。

次の目9みえ森と緑の県民税市町交付金基金には、平成29年度に県から交付される「みえ森と緑の県民税市町交付金」のうち、平成29年度の対象事業に充当しない574万円を基金積み立てするため計上しております。

なお、5ページ「第2表 継続費補正」変更のとおり、平成29年度から平成31年度まで3カ年の継続費で予算処置いたしております林道注連指西線災害復旧事業について事業費を精査し、予算総額及び年割額を補正いたしております。

また、この詳細を23ページに調書として添付しておりますので御高覧を、お願いいたします。

次に、6ページは、「第3表 繰越明許費」でございます。

最上段の県営和井野頭首工補修事業負担金は、県の事業が繰り越される見込みであることから、度会町の負担金も同様に繰り越すものでございます。

次の林道鶴ガ坂線当津側災害復旧事業、大河内谷口池災害復旧事業、農道葛原線道路災害復旧事業、田間地区用水路等災害復旧事業の4事業については、度会町が事業主体となりますが、工事施工に要する適正な工期の確保が困難であることから、繰り越すものでございます。

次の農林業施設災害復旧共同作業補助金は、昨年10月の台風で被災した農業施設及び林業施設を、各区が事業主体となる農業施設及び林業施設の復旧に対する町からの補助金交付事業でございますが、相当数の被害箇所及び申請件数があり、各区での事業の実施及び町での事業の確認作業を、平成29年度中に全て終了することが困難であることから繰り越しをお願いするものでございます。

次の7ページ「第4表 地方債補正」変更については、事業費を精査し、起債の限度額を補正しています。

また、下段の廃止分については起債対象事業費に至らず、対象事業となりませんでしたので廃止しております。

続きまして、議案第9号「平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」について、御説明をいたします。

今回の補正は、平成29年度の給付費の精査により、歳入歳出それぞれ774万5,000円を増額し、予算の総額を10億4,897万5,000円といたしております。

歳入においては、6ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金において、変更申請などにより162万8,000円増額し、款4療養給付費交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの変更通知により305万1,000円を減額、款9繰入金では、国保給付費支払準備基金繰入金が不要となったため1,500万円を減額し、款10繰越金には前年度繰越金2,416万8,000円を追加計上いたしております。

歳出につきましては、7ページ、款2保険給付費において、一般被保険者療養給付費で不足します774万5,000円を追加計上いたしております。

次に、議案第10号「平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）」についてでございますが、今回の補正は、歳入歳出それぞれ2,827万1,000円を減額し、補正後の予算総額を9億2,468万3,000円と定めるものでございます。



この補正予算についても、平成29年度の事務事業精査によるものでございます。

2 ページ、歳入におきまして、款 3 国庫支出金を785万9,000円、款 4 支払基金交付金を806万4,000円、款 5 県支出金を399万円、款 7 繰入金を864万9,000円それぞれ減額いたしております。

なお、歳出におきましては、9 ページ、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費で度会広域連合での審査会の回数の減少などで負担金を529万5,000円減額いたしております。

款 2 保険給付費においては、介護予防サービス給付費の実績などから2,880万円を減額いたしております。

次の10ページ、款 3 基金積立金では安定した経営基盤となるよう介護給付費準備基金積立金として781万8,000円を追加いたしております。

続きまして、議案第11号「平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」について、御説明いたします。

今回の補正は、本年度の保険料をはじめとする精査により、歳入歳出それぞれ326万円を追加し、補正後の予算総額を1億9,822万8,000円と定めるものでございます。

引き続きまして、条例関係について、御説明いたします。

議案第12号「度会町課設置条例等の一部を改正する条例について」でございますが、多様化する業務や住民ニーズに的確に対応するための行政組織として、新たに「防災環境課」を設置するとともに、「政策調整課」を「まちづくり推進課」に、「福祉・環境課」を「福祉保健課」に改編し、一部事務分掌を見直すことにより、事務の効率化及び住民サービスの向上を図るため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第13号「度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」でございますが、「行政機関個人情報保護法等改正法」が、平成29年5月30日に施行されたことに伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いが定められたことによる一部改正並びに個人情報の不正な提供を抑止し、守秘義務強化につなげるための罰則規定を追加いたしたく、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第14号「平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例について」でございますが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が、平成30年4月1日から施行されることに伴い、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料負担に関する公平の確保を図るため、住所地特例の見直し等に関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第15号「度会町介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、第7期度会町介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から平成32年度の保険料率を定めるとともに、「介護保険法施行令」の改正等に伴い、合計所得金額、過料処分の対象者及び延滞金の割合の特例に係る規定の整備を行うため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第16号「度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、「介護保険法」の一部改正に伴い、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正され、医療と介護の連携強化、公正中立なケアマネジメントの確保、障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を図るため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第17号「度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第18号「度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、これら二つの議案は「介護保険法」の一部改正に伴い、それぞれの基準が改正され、介護保険施設の類型として、介護医療院が創設されることに加え、共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員の見直し、身体的拘束の適正化等を図るため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第19号「度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」でございますが、「介護保険法施行規則」の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義規定が改正されたため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第20号「度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について」でございますが、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、これまで都道府県条例で定められていた「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」等について、新たに市町村条例で制定することとなったため、必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、議案第21号「度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」でございますが、平成30年2月7日に施行された「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」により、非常勤消防

団員等に対する損害補償に係る補償基礎額について、扶養親族加算額の改正がなされたため、関連する当該条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第22号「市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」でございます。

町道脇出2号線整備事業を推進するため、財政上の特別措置となる辺地対策事業債を活用すべく、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第23号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」でございます。

本年6月に人権擁護委員1名が任期満了を迎えるため、新たに、度会郡度会町大野木1334-1、福井勝茂氏を人権擁護委員に推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

なお、報告第1号は、専決処分事項として指定された割合の範囲内で変更契約をした長原保育所保育室等改修工事について報告するものでございますので、御高覧をお願いいたします。

以上をもちまして、提出議案の概要説明とさせていただきますが、予算案、条例案等の詳細につきましては、おって各委員会におきまして、それぞれ担当課から御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（八木 淳） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

暫時、休憩いたします。

（11時16分休憩）

（11時25分再開）

○議長（八木 淳） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎質疑（議案第1号～議案第23号）

日程第6 これより議案に対する質疑を行います。

議案第1号「平成30年度度会町一般会計予算」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 議案第1号「平成30年度度会町一般会計予算」に対する質疑を行います。

教育費に計上されました子育て支援関連予算、約2,219万2,000円について、一年前に比べ、より安全性の高いヘルメットの支給に変更、また、中学校卒業祝い金を削除し、給食費支援のアップを図る等、制度の見直しが見られる点については、決

して議論を否定するものではありませんが、予算決算常任委員会での審査の門前で感じる疑問について教えていただきたいと思います。

一年前、同様の予算提案に対して町議会は次年度以降に向けて継続性が担保されないとして教育費にかかる子育て支援関連予算を全額修正議決にいたしました。新しい提案では、継続性の担保に向けて知恵が出てくるものと期待しておりましたが、議会の修正理由は念頭になかったかのような疑義が生まれてまいりました。

3点、質問いたします。

1点目です。地方交付税を算出する立場から、また予算編成の総括担当として総務課に尋ねます。

風力発電施設から生まれる町税のうち基準財政収入額に算定される75%を差し引いた残り25%、約2,000万円余りを教育費関連、子育て施策の恒久的財源としたいのであれば、なぜ、基金条例を制定しなかったのかについてお答えをいただきたいと思います。

2点目です。法制執務を担当する立場から、これも総務課に訪ねます。

入学準備品の支給と給食費補助金をもって、義務教育における新しい子育て支援制度とするのであれば、条例化をして二元代表制のもとで継続性のある意志決定することをなぜ町長や教育長に具申しなかったのか。2011年の全国調査では65の自治体で関連の条例が制定されているとの報告があります。

また、本町も昭和49年に遠距離通学費支援に関する条例が制定されています。整合性をとる考え方が必要ではないのかと思います。一年前は、規則で対応することでありましたが、今回も条例、規則、要項等の法制体系は検討しなかったのかを聞かせてください。

3点目、就学援助制度と扶助費について、教育委員会にお尋ねをいたします。

お釈迦様に説法をするようで大変申しわけございませんが、就学援助制度とは、公立の小中学校に通う児童生徒で経済的な理由から就学費用を負担できないときに、給食費、学用品費、修学旅行費などを援助する制度でございます。対象のうち準要保護児童生徒は、町教育委員会が認定基準を決めるとされております。本町の認定基準をお聞かせいただきたいと思います。

また、提案されました平成30年度の扶助費の算出根拠もお聞かせください。

なぜ、疑義が生まれてきたかと申しますと、先ほど財政面でお話しました地方交付税算定の基本となる基準財政需要額に平成30年度予算に提案されました子育て支援費のような就学援助制度を超えるものは含まれず、ごくシンプルに児童生徒数、学級数、学校数を測定単位とし、これに単価を乗じて算出されております。いわゆる独自の支援策は基準財政需要額に算定されず準要保護制度を担う扶助費は地方交付税の枠組みの中にあると解します。国は、0～5歳児と高等学校等の無償化は制

度改革に踏み出そうとしておりますが、義務教育の現場は現行制度のままです。貧困対策、格差の是正対策等は現行のセーフティーネットである扶助制度の中で知恵を出せないのかとっているように、私には聞こえてまいります。この疑問にお答えをいただきたいと思ひます。

いづれも、予算決算常任委員会の審査の門前での疑問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 淳） 西岡総務課長。

○総務課長（西岡 一義） それでは、登議員から御質問いただきました件について、回答をしたいと思います。

私の立場としましては、基金の積み立て、それから入学準備品の支給にかかる条例の見直しにつきましては、今まで上司を交えて検討したというところまでには至っておりません。

理由につきましては、この場では差し控えさせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（八木 淳） もう一点、教育委員会のほうあったようですけども。

作野教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（作野 和幸） 登議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、就学援助の認定基準でございますが、まず、基本的に児童扶養手当を支給されている世帯につきましては、申請があれば許可を出せるようになっております。

あと、保険料とか、税の軽減世帯につきましても認定をさせていただいてるところでございます。

それと、もう一点、扶助費の内訳でございますが、学用品費と、校外活動費と修学旅行費と学校給食費について計上をさせていただいているところでございます。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 扶助費の算出根拠。もう一度教えてください。

金額に対する算出根拠。

○教育委員会事務局長（作野 和幸） 金額に対する算出根拠でございますが、給食費につきましては軽減したものから出してございまして、修学旅行費につきましてはかかっております修学旅行費全て、校外活動費と、学用品費につきましては、規定の金額でございましてその金額と人数で出させていただいております。

以上です。

○議長（八木 淳） 登喜三雄議員。

○6番（登 喜三雄） 要保護生徒児童、準要保護児童生徒両方に予算計上されておるんですか。

○議長（八木 淳） 作野教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（作野 和幸）** 要保護の就学援助につきましては修学旅行費は生活保護から支給されませんので申請がありましたら就学援助費より支出します。平成30年につきましては該当者がいないため予算計上いたしておりません。

以上です。

○**議長（八木 淳）** はい、登喜三雄議員。

○**6番（登 喜三雄）** 平成30年度は要保護、準要保護、生活保護世帯がないということですか。

○**教育委員会事務局長（作野 和幸）** 生活保護世帯の児童生徒はいますが修学旅行に関わる児童生徒がいないということです。

○**6番（登 喜三雄）** 修学旅行に行く児童生徒がいないということですか。

○**教育委員会事務局長（作野 和幸）** はい、そうです。

○**議長（八木 淳）** ほかに質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」の発声あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第2号「平成30年度度会町国民健康保険特別会計予算」、議案第3号「平成30年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」、議案第4号「平成30年度度会町介護保険特別会計予算」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第2号、議案第3号及び議案第4号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第5号「平成30年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算」、議案第6号「平成30年度度会町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第7号「平成30年度度会町水道事業会計予算」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第5号、議案第6号及び議案第7号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第8号「平成29年度度会町一般会計補正予算（第5号）」に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

○**議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第8号に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第9号「平成29年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第10号「平成29年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）」、議案第11号「平成29年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第9号、議案第10号及び議案第11号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第12号「度会町課設置条例等の一部を改正する条例について」、議案第13号「度会町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第12号及び議案第13号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第14号「平成30年度国民健康保険制度改正に伴う度会町関係条例を整理する条例について」、議案第15号「度会町介護保険条例の一部を改正する条例について」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第14号及び議案第15号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第16号「度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第17号「度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第18号「度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なしの声」あり）

**○議長（八木 淳）** 質疑なしと認めます。

議案第16号、議案第17号及び議案第18号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第19号「度会町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第20号「度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について」、議案第21号「度会町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」の3議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第19号、議案第20号及び議案第21号の3議案に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、議案第22号「市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について」、議案第23号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」の2議案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なしの声」あり)

○議長(八木 淳) 質疑なしと認めます。

議案第22号及び議案第23号の2議案に対する質疑を打ち切ります。

これで、議案に対する質疑を終わります。

### ◎常任委員会付託(議案第1号～議案第22号)

日程第7 ただいま議題となっております、議案第1号から議案第22号については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

人事案件である議案第23号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(八木 淳) 異議なしと認めます。

### ◎閉議の宣言

本日は、これにて散会いたします。

(11時40分)